

# 登米市観光パンフレット作成業務 プロポーザル募集要領

## 1 業務の名称

登米市観光パンフレット作成業務

## 2 業務の内容等

### (1) 業務の内容

「登米市観光パンフレット作成業務仕様書」のとおり

### (2) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月20日（月）まで

### (3) 業務委託上限額

2,200,000円（税込）

## 3 参加資格

本業務のプロポーザル参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 過去の実績において、地方公共団体等が実施する観光パンフレット、観光マップの企画立案、デザイン、写真撮影、取材をはじめとした編集や、校正、印刷、製本等の業務実績があること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。

(4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札の参加を制限されていないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人でないこと。

(7) 登米市暴力団排除条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(8) 登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年告示第227号）第3条に該当しないこと。

(9) 国税及び市税に滞納のないこと。

## 4 応募の手続き

### (1) 応募者説明

「登米市観光パンフレット作成業務仕様書」及び「登米市観光パンフレット作成業務プロポーザル参加に係る関係書類の提出要領」（以下「提出要領」という。）により替える。

(2) 提出先及び連絡先

①担当窓口

登米市まちづくり推進部観光シティプロモーション課

②住所

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

③連絡先

T E L : 0220-23-7331 (直通) F A X : 0220-22-9164

電子メール : kanko-pro@city.tome.miyagi.jp

(3) 募集要領等の配付

①配付期間 (土日、祝日を除く)

令和4年11月16日(水)から12月9日(金)まで午前9時～午後5時

②配付方法

募集要領等は、(2)の担当窓口において配付する。

また、登米市ホームページ (<http://www.city.tome.miyagi.jp/>) からダウンロードできるものとする。

(4) 募集要領等に関する質問の受付

①受付期間 (土日、祝日を除く)

令和4年11月16日(水)から12月1日(木)まで午前9時～午後5時

②提出方法

「質問書(様式3)」に記入のうえ、(2)の担当窓口を持参、もしくはFAX又は電子メールで提出すること。

なお、FAXや電子メールの件名は「登米市観光パンフレット作成業務に関する質問書」とし、送信後、担当窓口へ電話により送信した旨知らせること。

また、電話による質問は受け付けない。

③回答方法

質問に対する回答は、到着後3日以内(土日、祝日を除く。)に電子メール又はFAXで回答するものとし、電話による回答は行わない。

なお、質問は、当プロポーザルの内容に関するものに限り受け付ける。

また、質問内容と回答については、登米市ホームページ上で公表する。

④その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答は行わない。

(5) 企画提案書等の提出

①提出書類等

参加者は、提出要領に基づき、以下の書類を提出すること。

なお、提案は各社1案とする。

②提出書類

ア 企画提案書【様式任意】

- ・A4判とし、カラーで提出すること。
- ・企画のコンセプト、パンフレットの構成やレイアウト、ページ割り、仕様、業務実施体制、実施スケジュールは必ず記載すること。
- ・パンフレットに掲載するおおまかな情報案(写真や施設等)を提示すること。本文はダミーで構わない。
- ・表紙のデザイン案、使用用紙見本を添付すること。

- イ プロポーザル参加希望書【様式1】
- ウ 会社概要及び同種実施業務に関する実績表【様式2】
- エ 経費積算書【様式任意】
- オ 営業報告書（直前1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書））
- カ 定款の写し（最新のもの）
- キ 登記事項証明書の写し（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ク 納税証明書  
（受付日前3ヶ月以内に発行されたもので、申請時発行可能な直近の年度のもの）

法人	登米市に事業所がある場合	市税	登米市発行の市税証明書 ・固定資産税、市県民税、軽自動車税、法人市民税
		国税	所轄税務署発行の納税証明書 ・法人税、消費税及び地方消費税
	登米市に事業所が無い場合	国税	所轄税務署発行の納税証明書 ・法人税、消費税及び地方消費税

ケ 登米市観光パンレット作成業務提出書類チェック一覧

③参加資格確認

参加資格を確認し、資格を有する参加者の提案のみ審査を行う。

なお、提出された書類に虚偽の記載が判明した場合には、その旨当該参加者に通知しその提案の審査は行わない。

また、異議申し立て、質問等は一切認めない。

④提出期限

令和4年12月9日（金） 午後5時まで

⑤提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、提出期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとする。

⑥提出場所

4（2）の担当窓口

⑦提出部数

正本1部、副本7部

（正本1部のみ押印とし、副本7部は複写可とする。）

⑧その他

ア 企画提案書の再提出は、提出期間内に限り認める。

イ 提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。

ウ 提案を取り下げの場合は、取り下げ願い書（様式4）を提出するものとする。

エ 企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同書（様式4）を提出するものとする。

オ 本提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

## (6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ②誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合
- ③提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤本要領に違反すると認められる場合
- ⑥2（3）の業務委託上限額を超えている場合

## 5 契約候補者の選定方法等

### (1) 契約候補者の選定

契約候補者の選定については、登米市観光パンフレット作成業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において提出された内容を基に次の観点からプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、契約候補者及び次点の事業者を選定する。

- ①業務目的や内容への理解が十分であること
- ②過去の実績や専門知識、技術を有していること
- ③パンフレットのタイトル、表紙のデザイン、キャッチコピー等への工夫が見受けられること
- ④読みやすさ、見やすさが重視されたレイアウトであること
- ⑤初めて登米市を訪れた人にとって、わかりやすく丁寧な内容であること
- ⑥市内全域の店舗や施設を掲載し、食事やアクティビティ、買い物等幅広いジャンルを網羅していること
- ⑦登米市ならではのイベントや特産品等を掲載していること
- ⑧登米市に行ってみたいと興味を持てるような内容であること
- ⑨経費積算が適正で妥当性があること

### (2) 日程

審査委員会は、令和4年12月23日（金）に開催し、詳細については別途参加者に通知する。審査会におけるプレゼンテーションの時間は、1社あたり15分以内、審査員によるヒアリング15分程度とし、当日の追加資料配付は認めない。

なお、企画提案書を用いた紙媒体でのプレゼンテーションを基本とし、パソコン及びプロジェクター、スクリーンを必要となる場合は、企画提案書提出時に市へ報告すること。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、5（1）による契約候補者の選定後、参加希望書に記載されたメールアドレスに電子メールにて参加者へ通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

## 6 契約

### (1) 企画提案書を基に契約候補者から見積書を徴収し、別途市長が定めた予定価格の範囲内で契約を締結する。

なお、提出された企画提案書の内容については、一部変更する場合がある。

(2) 仕様は再調整したうえで、決定する。

なお、契約候補者と協議が整わない場合に当たっては、次点の事業者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

#### 7 公正なプロポーザルの確保

参加者は、競争を制限する目的で、他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず独自に企画提案書等を作成しなければならない。参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行できないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### 8 主なスケジュール（予定）

令和4年11月16日（水）	登米市ホームページによるプロポーザル募集開始
令和4年12月1日（木）	質問提出期限
令和4年12月9日（金）	企画提案書等の提出期限（参加資格の確認）
令和4年12月23日（金）	審査委員会（プレゼンテーション、ヒアリング）開催
令和4年12月26日（月）	審査結果の通知（各提案者）
令和4年12月27日（火）	仕様書再調整及び見積合わせ
令和4年12月28日（水）	契約の締結及び業務開始
令和5年3月20日（月）	納品